

平成 24 年 4 月 27 日

和解事例の公表について

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 大 谷 禎 男

総括委員 鈴 木 五 十 三

総括委員 山 本 和 彦

当センターにおける和解仲介の結果の公表を、和解仲介業務規程第 30 条第 2 項に基づき、以下の通りウェブページ上で行う。これにより、当センターで実施されている和解仲介の結果が広く知られ、被害者に対する東京電力による損害賠償がより迅速・適切に行われることに資するものとなることを期待する。

当分の間、成立した和解の和解契約書及び和解案提示理由書並びに仲介委員が提示したが和解成立に至らなかった和解案及び和解案提示理由書とする。ただし、事案の内容ないし公表についての当事者の意見を踏まえ、当委員会が公表の必要がない又は公表するのが不相当と判断するものを除く。また、公表に際しては、被害者が特定されないよう適切な措置を講ずる。

和解仲介は原則として個別事案を対象として行われることから、上記各書面において一般的な基準が表明されていても、それらの意義及びその適用範囲については、自ずと限界がある。これらについて、後の和解仲介において参考とするかどうかは、後の担当仲介委員の判断に委ねられる。この点において、和解仲介において参照される共通基準として当委員会が採用する総括基準とは異なる意義を有する。

以上